



防災対策には「事前の準備」が不可欠です

8月30日～9月5日までを『防災週間』、9月1日を『防災の日』として定められています。もし運転中に地震にあつたら…。事業者の皆さまは「いつ、どこで、どのような規模」で発生するか予測がつかない災害に備えて、日頃から防災対策を周知しておきましょう。

運転中、地震があつたら次の行動をとりましょう

- あわてずに落ちついて停車する
- 交差点を避け、左側に寄せて停車して、エンジンを止める
- 近くに駐車場、空き地がある場合はそこへ駐車する
- あわてずにカーラジオなどで地震情報を確認する
- 現場に警察官がいる場合は、指示に従って行動する
- 目的地が被災地方向の場合は、自己判断で向かわずに、会社に連絡をとり指示を受ける
- 道路の中央部は、緊急自動車が行き通すようにあけておく
- 負傷者がいれば近くの人々と協力して救助する
- 橋やトンネルは、注意して通過する。通過が困難な場合は、左側に停車し、一刻も早く橋やトンネルの外に徒歩で避難する
- 避難する時は、火災を引き込まないように窓を閉め、エンジンキーは付けたまま、ドアロックはしない
- 車から離れる時は、次の持ち物を携帯する
(伝票類・車検証・ETCカードなどの貴重品、軍手、タオル、懐中電灯など)
- もし、海岸付近で津波の恐れがある時は、すぐ高台に避難する
- 会社に安否状況(所在、周辺状況、本人・車両・積み荷の状態など)を連絡する
- 通話に支障がある場合は、災害用伝言ダイヤル(171)を活用する など

不意の地震への対応をまとめた「防災手帳」はこちら



出典:公益社団法人 全日本トラック協会「改訂版 防災手帳 ～災害に備えて～」,一般社団法人 東京都トラック協会「トラックドライバー防災メモ」



10月1日からインボイス制度がスタート 準備をお願いします

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、今年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が施行されます。買い手として消費税の仕入税額控除のためには、原則としてインボイスの保存が必要になり、一方、売り手としてインボイスの交付を行うためには、「適格請求書

発行事業者」の登録申請が必要となります。

国税庁の特設サイトでは制度の概要から、「適格請求書発行事業者」の登録申請の方法、解説動画などを公開しています。事業者の皆さまは、これらを参考にしながら準備を進めてください。

インボイスコールセンターへのお問い合わせ
フリーダイヤル(無料)

0120-205-553

【受付時間】9:00～17:00(土・日・祝除く)

インボイス制度の特設サイトは
こちら



国税庁 特集インボイス制度

検索

出典:国税庁「特集 インボイス制度」、公益社団法人 全日本トラック協会「インボイス制度(消費税の適格請求書等保存方式)について」